

介護福祉士等修学資金返還計画書

令和 年 月 日

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会会長 様

貸付No.
修学生住所

修学生氏名 (印)

連帯保証人住所

連帯保証人氏名 (印)

社会福祉法人福井県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金貸付実施要綱第15条の規定に基づき、次の計画のとおり修学資金を返還します。

養成施設名			年 月 卒業・卒業見込
貸付期間	年 月 から 年 月 までの 月間		
返還事由	1 貸付の打ち切り(退学・その他()) 2 辞退 3 卒業後、県内の民間施設において介護福祉士等の業務に従事しなかった 4 介護福祉士または社会福祉士に登録できなかった 5 返還免除となる期間を満たさずに介護福祉士等の業務に従事しなくなった 6 国家試験受験対策費用の貸付を受けたが、試験を受けなかった 7 その他()		
返還事由 発生年月日	年 月 日		
返還額	貸付金額①	円	(修学資金 円) 内 (入学準備金 円) (就職準備金 円) 訳 (国家試験受験対策費用 円) (生活費加算 円)
	返還免除額②	円	
	返還額①-②	円	
据置期間 どちらかに☑チェック	<input type="checkbox"/> 利用しない / <input type="checkbox"/> 利用する→ 年 月 日から 年 月 日まで(6か月以内)		
返還期間	年 月 日から 年 月 日までの か月間		
返還方法 *該当番号1~3に ○をつけてください	1. 月賦 据置期間終了の翌月から返還 ※端数は最終回加算 2. 半年賦 据置期間終了の翌月から返還 ※端数は最終回加算 3. 一括 据置期間終了の翌月から、1か月以内に返還 ▪ 年 月 末日 までに一括返還します。 ※据置期間置を利用しない場合の返還開始日は、返還事由発生日の翌月末日になります。		

【据置期間とは？】

返還の開始期間前に設定することができる手続きや準備に要する期間のこと。
(ただし返還事由発生日の翌月から6ヶ月以内)